

## 神戸市従業員労働組合環境支部との交渉議事録

1. 日 時：令和6年10月17日（木）17：03～17：52
2. 場 所：環境局本庁 第2会議室
3. 出席者：
  - （市）部長（施設担当）、業務課長、業務課課長（事業管理担当）、  
事業系廃棄物対策課 課長（監視指導・不法投棄対策担当）、業務課係長  
他2名
  - （組合）市従環境支部副支部長、書記長、書記次長兼会計、他4名
4. 議 題：要求書に関する回答交渉
5. 発言内容：
  - （市）皆さまには、市民が安全で安心して暮らすために、日頃から現場の第一線で業務に従事していただいております、感謝申し上げます。
  - さて、要求書をお受けした際にも申し上げたが、これまでの感染症への対応、物価高騰や急速な円安への対策、さらに、公共施設の光熱費や公共事業の事業費の増加など、想定外の財政需要の発生によって、厳しい財政状況が継続することが見込まれている。
  - 一方で、少子・超高齢化や市民ニーズが多様化・高度化・複雑化する中で、クリーンステーション管理の側面的支援等、時代の変化に伴う社会課題に対し、行政が責任を果たしていく必要がある。
  - 引き続き、将来にわたって市民サービスの維持・向上を目指す「スマート自治体」の実現に対応していくため、「行財政改革方針 2025」に基づき、特に生産年齢人口の減少に伴う労働力不足が加速する中で、民間活力導入や OB 職員の活用等による執行体制の効率化に取り組む必要があると考えている。
  - これまでも、3クリーンセンター体制化、大型ごみ収集、反転車による収集業務の委託化等、執行体制の効率化を図ってきた。
  - 職員は職員でなければできない業務に専念することが求められる中、引き続き、現場の意見を伺いながら、市民サービスの向上、労働環境の改善にむけた施策に取り組んでいく必要があると考えている。
  - それでは、6月18日に要求をいただいた件について、回答する。

要求項目①及び②について一括で回答する。「行財政改革方針 2025」期間において、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足が見込まれている中、「スマート自治体」の実現に向け、機動的に環境変化に対応できるスリムな組織・職員体制を構築していく必要がある。

環境局を取り巻く状況は厳しい中で、ごみの減量・資源化に取り組むとともにご

みの収集運搬・処理業務は市民の公衆衛生の根幹に関わるものであり、行政として非常に重要な業務であると認識している。一方で今後、時代の変化に応じて見直すべきものは見直し、市民から評価・支持されるサービスの安定的供給や効率的な体制を構築していく必要がある。

こうした見直しの中では特に職員の勤務労働条件が大きく変わる事項も多いことから、現場の意見を十分にお聞きしながら施策を進めていきたいと考えている。

要求項目③について、過去に西区において農薬がクリーンステーションに不法投棄され、収集にあたった職員が被災する事故が発生した。

このため、このような事故が再発することがないように、神戸市では廃棄農薬等の危険物を収集、受入はしないこと、家庭系の廃棄農薬については「製造元又は販売店」を、事業系の廃棄農薬については「販売店又は（一社）兵庫県産業資源循環協会」を処理相談窓口として、ワケトブック、事業系ごみの出し方ルールブック、局のホームページなどを通じて周知を図っている。

特に、農家から排出される廃棄農薬については、JA 兵庫六甲において、毎年秋に各組合員に対して、その回収を JA 兵庫六甲の支店に委託するよう周知いただいている。

また、毎年、兵庫県より農業関係者等に対して、関係法令の遵守、廃棄物処理業者に処理の依頼を行う等、講習会等を通じて、周知徹底を図っていただいているところである。

また家庭ごみに関しては、出前トークや日本語学校などの地域団体に出向いての啓発のほか、クリーンステーション立ち番や開封調査等を通じて指導啓発を行うなど、適正排出推進員をはじめ、事業所全体で、適正排出業務に取り組んでいるところである。

今後も引き続き重点的に取り組むことで、不法投棄の抑制、ごみの減量・資源化を図りながらクリーンステーション管理者の負担軽減を図っていききたいと考えている。

なお、今後新たな排出ルールの導入に向けては、市民の安全・安心はもとより職員の安全作業の確保に努めることができるよう、現場と十分に協議した上で、取り組んでいきたいと考えている。

要求項目④について、公務災害を予防するために、総括安全衛生委員会や事業場ごとに設置された安全衛生委員会において、各種の取り組みについて調査・審議し、安全衛生活動に取り組んでいるところである。

具体的には

- (1) 責任の所在の明確化と責任者の教育

「神戸市環境局安全衛生管理要綱」の中で、職務と責任等を明確にし、これに基づいて事業場ごとに各種管理者を選任し、管理職が職場において正しい知識のもと指導ができるよう、労働災害防止に関する集中講習を受講している。

#### (2) 作業ルールの明確化

業務に則した安全衛生研修の実施や、安全作業の基準として「安全作業の手引」を策定し、各事業場へ配布し安全作業の推進を図っている。

#### (3) 局を統括した安全衛生の取り組み

「職員安全衛生強化期間」をはじめ、「春の事故防止運動」、「年末年始事故防止運動」を通じ、職員の安全意識の向上に努めるとともに、安全パトロールを実施し、作業環境の確認や危険作業の有無について確認し災害の未然防止に努めている。

また、公務災害・自動車事故の発生状況の報告や事例検証等を行っている。

一方で、公務災害の発生件数は依然として高止まりしており、これらの対策を継続させながら、各所属における安全衛生の啓発、安全作業の徹底やヒヤリハット事例の改善等を通じて、過去の重大事故等の危険意識を風化させることなく、現場の実態や意見を踏まえて、十分に対策を実施しさらなる安全な職場環境を確立していきたい。

要求項目⑤について、環境局では、これまでも重大な自動車事故が発生しており、自動車事故防止のための運転技術向上や安全意識啓発のため、局安全衛生委員会を中心に検討を行ってきた。

具体的には、各事業所・自動車管理事務所の職員を対象とした、所轄警察署の交通課長等を講師とした安全運転研修、や民間の自動車学校などの研修施設で実車を使用した運転研修、車両の運転経験が浅い新規採用職員向けの研修、類似事故の発生防止のための留意点など安全運転教育に資する情報をまとめ、各事業所に情報提供を行っている。

また、車両へドライブレコーダーを設置し、事故処理に適切に活用するだけでなく、ヒヤリハット事案等の検証にも活用し運転技術向上や安全運転教育を実施している。

昨年度より職員ひとりひとりが市民の目をより意識したうえで、安全に運転・作業を行う意識を強く持つために、「安全運転宣言」を行い、交通法規を遵守し安全運転を行うことで交通事故・違反「ゼロ」を目指すことや歩行者をはじめ市民の安全を最優先とした運転・作業を行うことを掲げた。また、連絡車・各収集車への安全運転宣言ステッカーの貼付や、安全運転・作業に関する「よくあるQ&A」をまとめたマニュアルの配布を行い、各種マニュアルに沿った安全運転・作業の実施の徹底を呼び掛けた。

今年度においても、職員の安全運転の意識向上や運転担当者のモチベーションア

ップを目的とし、無事故・無違反運動「チャレンジ 100」への参加や、安全運転者への表彰を検討するなど取り組みを進めている。

引き続き、事故防止対策の充実を図っていききたいと考えている。

要求項目⑥について、欠員については、その実態を把握した上で、過重労働になっている職場については、労働安全衛生の観点から、様々な方法を考えながら、対応したいと考えている。

要求項目⑦について、不法投棄については、原因者又は土地所有者等による処理が原則であり、開封調査等により特定できた場合には直接訪問し排出指導を行ったり、地域団体と連携し、事業所等の協力を得ながらクリーン作戦の支援を行うなど、対応を行っているところである。

また、山間部等で不法投棄が多く発生する現状にあることから、同所に不法投棄防止カメラを設置し、運用している。

不法投棄防止対策には、即効性のある方法はないものの、今後とも、市民はもとより、収集する職員の安全対策の徹底を図るとともに、関係事業者や市民に対し機会をとらえて適正な処理について広報を実施しながら、協力を求めている。

要求項目⑧について、高齢者の雇用については、国の動向を踏まえるとともに、市民の多様なニーズに答えていくため、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢職員の積極的活用を行っていききたいと考えている。

今後の退職者数の推移や定年の段階的引き上げを踏まえながら、職員が長きにわたり安全に安心して業務に取り組めるよう、現場からの意見を十分に聞き取りながら、適切に対処していききたい。また、高齢職員から若手職員への技術伝承を行いながら将来にわたり持続可能で柔軟かつ機動的な業務執行体制となるよう進めていきたい。

要求項目⑨について、発火事故の発生件数は、平成 20 年度に 71 件にのぼっていたが、事業所及び自動車管理事務所において、巡回パトロールやマナーが守られていない地域への啓発ちらしの配布、説明会等における啓発を行う等、市民の更なる排出ルールの向上に向けた取り組みを実施した結果、令和元年度は 20 件にまで減少した。

また、令和 2 年 4 月から、カセットボンベ・スプレー缶の排出方法を変更したこともあり、発火事故件数は、令和 2 年度は 28 件であったが、令和 3 年度に市政広報掲示板へのポスター掲出、広報紙 KOBE 及び婦人神戸への記事掲載、地下鉄・市バスでの中吊り広告等、集中的な広報を行ったことから、令和 5 年度は 8 件と

なっている。

なお、発火事故が発生した際には、発生状況の確認や、原因物の特定を行った上で関係課、各事業場に情報提供し、注意喚起を行っているところである。

今年度も婦人神戸への記事掲載に加え、適宜、自治会等市民からの問合せに応じてチラシ送付を行うこととしている。

また、昨今の発火事故の中には、充電式の電子機器等に内蔵されているリチウムイオン電池等に起因するものも含まれると考えられるため、令和6年5月から電池類回収ボックスを各区役所等に設置し、充電式電池を含むすべての電池類の回収を始めている。また、広報紙 KOBE 及び婦人神戸への記事掲載、市のホームページでの案内に加え、啓発グッズ（うちわ）やチラシの作成によりこれらの排出方法の周知を行っている。

今後とも、安全かつ円滑な収集・運搬作業となるよう、様々な機会を通じて市民への周知により、重大な事故が発生する危険性を減らすとともに職員の安全の確保も図っていききたい。

要求項目⑩について、ごみの収集運搬・処理については、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」と、国の基本的対処方針の中で位置付けられており、市民の安全確保はもとより、現場で働いている職員の感染予防・安全対策を十分に実施していく必要があると認識している。

施設における適切な換気、人と人との距離の確保、手洗い・うがい等の基本的な感染対策や、マスク着用を推奨するなどの感染防止対策をお願いしているところである。

また、感染予防に必要なマスク・消毒液等の物資も引き続き局より現場に給付するなど、必要な対策を講じていきたい。

要求項目⑪について、交通法規の順守は、コンプライアンス（法令順守）の観点から、当然達成すべき行為であるだけでなく、職員の作業・安全運行の確保と、公務災害防止の観点からも重要なことであると考えている。

このため、環境整備作業実施計画の収集運搬作業において、「均等な積載量となるよう収集」することを記載し、朝礼時等に過積載防止のための指導・啓発を行うとともに、個別の注意・指導を行っている。

今後も引き続き、現場の意見も参考にしながら、過積載の防止を含めた交通法規の順守と安全運転の確保について検討を進めたい。

要求項目⑫について、事業所等の出入口では、収集車の出入庫時に回転灯・ブザーで警報を発し、通行者への注意喚起を図るとともに、見通しの悪いところは、

ミラー等を設置する他、管理監督者により出庫時に車両の誘導を行うなど、安全対策を講じている。

これまでも、安全上問題が生じたときは、その都度対応策を検討しており、直近では2023年12月には妙賀山CCにセンサー式注意喚起回転灯を設置した。今後も施設面で不十分なところがあれば、速やかに対応していきたい。

要求項目⑬について、作業車両のキャビンの低床化は、日々の収集作業における車両乗降時の負担を軽減するのに有効な手段であると考えており、従前よりメーカーに対して低床車両の開発を働きかけてきているが、実用化には至っていない。今後も引き続き、メーカーに要望していきたいと考えている。

また、キャビン内部の改善については、労働安全衛生の観点からも、労働環境の改善に繋がる重要なことであり、今後も、現場の意見を参考にしながら、可能な限り改善していきたいと考えている。

要求項目⑭について、東クリーンセンターについては、基幹的設備改良工事を令和5年度から9年度まで実施しているところである。

中継施設においても収集の効率の維持の観点から必要であると考えており、老朽化対策についても施設の在り方等を踏まえて計画的に対応していきたい。

要求項目⑮については、ごみの問題やごみ処理の仕事について、広く市民に正しく認識してもらうことは、我々の職場に対する理解に繋がるものと考えており、循環型社会の構築など、廃棄物行政への関心が高まる中で、広報活動や各種講習会、施設見学などの機会を捉え、環境の仕事の必要性や重要性について、随時啓発活動を行っている。

例えば児童を通じて、その保護者や地域の方に対する意識啓発を行う取り組みとして、「ふれあいごみスクール」を市内全小学校で実施するとともに、幼稚園・保育所、地域においても「ごみスクール」を実施するほか、クリーンセンターでは施設見学を受け入れ、その中で生物多様性やエネルギー問題も組み合わせながら様々な啓発事業として工夫を凝らしながら対応している。

今後も、これらの取り組みの充実を図り、市民各層のごみ問題への認識を深め、ごみ収集・処理の仕事やごみの分別、リサイクルなどについて正しい認識を持ち、環境問題について積極的に行動する人づくりを推進していきたい。

要求項目⑯について、厚生物資については、公務災害を抑制し、安全に業務を行っていただく上で、非常に重要だと認識している。引き続き正しい作業着着用の徹底を呼び掛けるとともに、安全かつ衛生的な業務が遂行できるよう、常に品質

の改善や支給物資の見直し等を図りたいと考えている。今年度は、アンケート調査を行い、現場から改善要望が多かった品目を中心に、仕様の変更、新しい品目の導入、配布数量の見直しなどを進めているところである。引き続き、総括安全衛生委員会（厚生物資検討部会）において議論を行いながら、積極的に意見を反映できるよう努めていきたい。

また、夏季における熱中症の対策として、令和4年度よりファン付き作業服を導入している他、経口補水液や冷却パックを配布し、収集車両へ常備するなど活用できるように配布している。加えて今年度は、熱中症発症時に、正しい対応を行い重症化・死亡するケースを防ぐための啓発チラシを配布し、対策の強化を行った。

要求項目⑰について、勤務労働条件については、従前より事前に協議を行ってきており、今後とも、健全な労使関係を継続しながら、協議を続け、労使妥結事項については文書化したうえで実行に移していきたい。

要求項目に対する回答は以上である。

(組合) ただ今、要求に対する回答を示していただいたが、執行部より回答に対する確認と質問をさせていただく。

(組合) この間、時代の変化に対応したごみ出しのあり方について、協議を行ってきたが、現状どのような課題を抱えているのか。また、その課題を改善するため、どのような取り組みを行うのか、局の考えを伺いたい。

(市) 日頃から、家庭ごみの収集・運搬・処分という、市民の衛生的な生活を確保するための基盤を支える業務に精励いただき、この場を借りて感謝申し上げます。

人口減少・超高齢化社会の進展、ライフスタイルの多様化など、時代の変化に対応した持続可能なごみ出しを推進するため施策を展開している。まず、カラス対策ネットの無償配布では、事業所に多大なご苦労をおかけし、平成30年度の配布開始以降、令和5年度末までの合計配布枚数が14,000枚を超えている。また、令和2年度から実施している、ひまわり収集の要件拡大により、1200件程度で推移していたものが、現在では1900件程度にまで増加し、特に、要件には当たらない方の困窮度合いを具体的に聞き取って柔軟に判断していただくケースが約400件を占めている。いずれも市民の立場にたって事業所が懸命に取り組んでいただいた結果だと考えている。

このような取り組みを開始して数年が経過し、神戸市内の状況を見渡すと少子・高齢化の更なる進展に加え、地域への帰属意識の希薄化をはじめとする様々な社会情勢の変化により、例えば、クリーンステーションの掃除当番が負担になっている、もしくは負担が特定の住民に偏っているという声や1つのクリーンステー

ションを利用する世帯が増加し、ステーションが大規模化していることにより管理が困難になっているという声、離れたクリーンステーションにごみを出すことが負担になっているといった声など、クリーンステーションをとりまく新たな課題が顕在化してきたことから、地域におけるクリーンステーション管理の負担軽減に向けた取組みを「クリーンステーションのあり方」として昨年度取りまとめた。

なお、この取りまとめの前提としては、あくまでも、クリーンステーションは地域において自治的に管理・運営いただくというこれまでの原則を変えるものではなく、地域の負担を少しでも軽減するための側面的な支援と位置付けている。

支援の具体的な取組としては、収集作業時の清掃やカラス対策ネットの片付けや大規模化しているクリーンステーションの解消のための分散・増設対応、「全ごみ種化」対応などが挙げられ、事業所には日々懸命に取り組んでいただいている。

収集時の清掃やカラス対策ネットの片付けについては、地域から助かっているという声が寄せられており、「全ごみ種化」については、4月から9月までの半年間で約60件実施いただいている。それ以外にもクリーンステーションに関する地域からの様々な相談を受け、協議を進めていただいているものが多くあると認識している。

家庭ごみの収集・運搬・処分を取り巻く社会的状況は、目まぐるしく変化し、行政による市民への側面的支援がますます重要となってきている。今後も市民の衛生的な生活の基盤を支えるため、施策についてご理解いただき、局・支部一体となって取り組んでまいりたいと思う。

(組合) クリーンステーションのあり方で、市民・事業者・行政のそれぞれがやるべきことをやり、管理負担の軽減を実現するとあるが、具体的な取組み内容を伺いたい。

(市) 廃棄物を適正に処理し、管理負担の軽減を実現するためには、行政・事業者・市民の相互協力は不可欠であるという考えのもと、「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（美化条例）」及び「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則（美化規則）」の改正を行った。

具体的には、行政は、収集後の清掃やカラス対策ネットの後片付けなどクリーンステーションの管理を側面的に支援することやこれまで地域の自主的な活動として行われてきたクリーンステーションの排出指導を必要に応じて市が行うことなどを規定した。

市民については、ごみの排出ルール遵守が、クリーンステーション管理の負担軽減に欠かせない要素であるとの認識のもと、排出方法の遵守について規定した。

事業者については、共同住宅における専用クリーンステーションの設置や入居者に対する排出方法の周知について義務として規定した。

(組合) 日本語学校や外国人留学生への排出ルールの啓発について、現状や今後の取り組みを伺いたい。

(市) 外国人の中でも、日本語学校の留学生で来日して間もない人たちが、ごみ出しルールを知らなかったり関心が低かったりすることから、ルール・マナー違反を犯し、地域でのトラブルにつながるケースが挙げられる。

外国人留学生の生活全般にわたって、日本語学校が生活指導を行うことが求められているため、日本語学校と連携を強化して、多言語ちらしの配布、入学オリエンテーション時のルール説明、学生寮におけるルール周知等に取り組んでいる。また、令和5年度には、日本語学校の授業で外国人留学生が日本語を学習しながら、ごみ分別・ごみ出しルールを学ぶことができる教材等を作成し、学校授業での活用を働きかけている。

他にも、地域協働局とも連携し、不動産事業者に対して外国人入居者向けのごみ出しルールを周知していただくよう働きかけるほか、地域住民と外国人の交流事業の中でごみ出しルールを案内する取り組みも行っている。

今後も引き続き、日本語学校をはじめとする関係者・関係団体と連携強化し啓発に取り組んでいきたいと考えています。

(組合) ステーション管理の市民の負担軽減を図るために、我々はあくまで側面的な支援を実施するが、市民とのあいだで齟齬が生じることがないように丁寧な説明をお願いする。

(市) ステーションへの排出ルールが守られている程度など、クリーンステーションの管理は様々な要因によって左右され、掃除当番の活動も地域によって様々であると認識している。今回は地域の清掃の負担を軽減する側面的支援という主旨で職員が清掃とカラスネットの片づけを行うものであり、引き続きステーション管理の責務は市民にあると考えているため、結果として掃除当番が不要になることはあるかもしれないが、市民はステーション清掃をしなくてもよいということではない。

市民への周知としては、本年3月にクリーンステーションのあり方に関する市民向けのチラシを作成し、自治会や管理組合に対して地域内での回覧や掲示板への掲示等による周知をお願いしたほか、広報紙 KOBE7月号において、クリーンステーションに関する特集記事を掲載し、啓発に努めたところである。

今後も、機会を捉えて地域への周知を図り、市民とのあいだで齟齬が生じることのないよう努めてまいらる。

(組合) 公務災害の要因の一つである危険ステーションについては、足元の不安定なステーションや路上ステーションが現在も数多くあり、業務遂行に危険が伴う状況となっているが、今後の改善策など、局の考え方を伺いたい。

(市) 新規で開設するクリーンステーションについては、設置場所の協議を行う中で、危険ステーションとならないように指導をしている。

過去に設置したクリーンステーションについては、平成 24 年度の調査時点で、危険ステーションが約 2,000 箇所あり、それ以降各事業所で改善の取り組みを行っており、令和 6 年 8 月末時点で改善できた箇所は昨年 10 月の報告時から、21 箇所増えて、648 箇所の改善が進んでいるところである。

危険箇所については、事業所を通じて、クリーンステーションを管理している地元や管理組合などに対して改善に向けて働きかけを行い、例えば、枝木の伐採やチェーンの撤去など障害物の除去、老朽化したグレーチングの更新などにより改善できるものについては改善を行っている。

最近の事例では、クリーンステーションが横断歩道の信号付近にあるため、通学児童が車道に溢れて車両接触の危険があったことから、地元住民と協議の上、排出場所を少し移動することで、危険がなくなるようにした。

また、事業所に事前相談することなく、安全作業に支障が生じるような取り扱いがあるため、全市の自治会および環境局で把握しているクリーンステーション管理者に対し、「クリーンステーションの改修の際には、軽微な内容でも事業所に事前に相談ください。」といった主旨の文書を配布して周知に努めている。

なお、建設局等に対して、危険ステーションの解消に向けた歩道植栽やガードレールの部分的撤去の協力依頼も行っており、引き続き改善に取り組んでいく。

(組合) 公務災害については、事故や怪我が発生してから、認定されるまでの標準処理期間が 6 ヶ月程度とされているにもかかわらず、時間がかかり、一時的に休暇を使用しなければならず、苦心してきた組合員もいる。

公務災害の処理状況について現状を伺いたい。

(市) 公務災害が局へ届け出されると、必要な手続きの後、すぐに厚生課（基金）へ提出している。厚生課からも、外傷のない負傷事案、災害発生状況が不明確な事案については、医学的な考え方の整理、類似事案の比較検討などに時間を要しているが、今後とも、各所属等の協力を得ながら、公平、迅速な事務処理に努めたいと回答を得ている。引き続き迅速な処理に努める。

なお、環境局で発生した公務災害の処理状況について、令和 5 年度申請分を参考に示すと、6 か月以上を要して認定されたものはなかった。

(組合) 収集業務では、作業車の運転が伴うため安全運転および安全作業の観点から、新規採用者についても運転研修が必要と考えるが、局としてどのように考えているのか伺いたい。

(市) 令和 5 年度に採用した環境技術手 5 名について、準中型免許を所持していた職員は令和 5 年 11 月と令和 6 年 5 月に民間事業者による運転研修に参加していただいております。6 月以降に準中型免許を取得した職員についても同様の研修を受講いた

だく。今年度採用した職員についても、ごみの収集で扱う車両の運転経験がない者がほとんどのため、安全衛生の観点からも、運転研修が必要であることは認識しており、引き続き運転研修を実施する予定である。

各事業所で実車での運転研修を、局で交通法規関係や安全運転のポイントなどの座学を中心に研修を実施していきたいと考えている。

(組合) 労働安全衛生規則が改正され、「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられたが、各所属への保護帽の支給や特別教育の実施状況を伺いたい。

(市) 保護帽については、各所属の必要個数を調達して配布させていただき、テールゲートリフターの操作に係る特別教育についても、局主催による集合研修を開催した。集合研修後は、各事業場で必要に応じて受講を進めていただいている。

(組合) 作業車の納期が遅れている中で、安定的なごみの収集運搬業務を維持していくための局の対応も含めた考えを伺いたい。

(市) コロナ禍以降、半導体をはじめとする部品供給の遅れや、能登半島沖地震の影響で車両需要が増大したことに伴う全国的な供給不足等が要因となり、作業車に限らず新車の納期が遅れている。

また、更なる騒音規制も予定されており、パッカー車については令和8年10月以降に生産する車両を対象とし、ミニダンプ車については令和6年10月以降に生産する車両を対象として騒音規制が見込まれている。

規制に適合する車両が確認でき次第、速やかに入札手続きを行うが、納期が年度をまたぐ状況であるため、予算確保の際は債務負担行為を設定するとともに、必要に応じて補正予算を要求する等、車両確保のために取り組んでいるところである。

いずれにしても、今後も作業車の納期遅れは続く状況であることから、業務課と自動車管理事務所がこれまでと同様、適切に連携を図り、現有車両の整備・修繕を徹底することで、安定的なごみ収集運搬業務を維持してまいりたいと考えている。

(組合) 今年度から美化班については、フルタイム再任用から短時間再任用へと雇用形態へと見直しを行ってきたが、何か問題などは発生していないか。

(市) 現時点では問題は発生していないと認識している。今後段階的な美化班の体制の縮減に応じて業務のあり方を検討していくが、今はこれまでの知識経験を活かして業務を行っていただきたいと考えている。

(組合) リチウムイオン電池はあらゆる生活用品に使用されている。製品によっては、リチウムイオン電池の取り外しが困難な製品もあることから、国や製造元への働きかけをお願いしたいと考えているが、現状とあわせて今後の対応策も含めて伺いたい。

(市) 近年、リチウムイオン蓄電池を使用した製品が増加しており、リチウムイオン蓄電池等が内蔵された小型家電やモバイルバッテリー等が排出されると、収集・運搬・処理の過程で火災事故等が発生し、ごみ収集車や廃棄物処理施設への直接的な被害だけでなく、廃棄物処理全体が滞ることで社会的に大きな影響をあたえることが問題となっている。そのため、「リチウムイオン電池等を使用する製品に関しては、発火事故を防止するため、取り外し容易な構造や取り外しを促す表示などを求めるとともに、リチウムイオン電池内蔵製品の製造・販売事業者（輸入業者含む）による環境配慮設計の促進や自主回収の義務化、再資源化費用を負担する等の仕組みを構築すること」などを様々な機会を通じて引き続き、国に要望している。

リチウムイオン蓄電池が内蔵され取り外しが困難な製品については、問い合わせ対応やホームページ案内において、なるべく小型家電リサイクルボックス（公共施設、ホームセンター等に設置）を利用いただくことで、圧縮による発火事故防止に努めている。

リチウムイオン蓄電池・モバイルバッテリーについては、クリーンステーションで収集しないもの（排出禁止物）に位置づけるとともに、令和6年5月からは、リチウムイオン蓄電池・モバイルバッテリーをはじめとする全ての電池（乾電池、ボタン電池等も含む）を回収する「電池類回収ボックス」を区役所等の公共施設に設置している。これまで家電量販店等では、JBRC（電池メーカーで組織している電池回収団体）非会員企業のリチウムイオン蓄電池等が回収対象外であったのに対して、電池類回収ボックスではそれらも回収対象としており、市民が電池をより安全に出しやすい環境を整備している。

リチウムイオン蓄電池の排出ルールの子民への周知については、広報紙 KOBE 4月号及び婦人神戸 10月号で電池類回収ボックスを紹介する記事を掲載したほか、年末年始のごみ収集日のお知らせに啓発ちらしを同封し自治会・管理組合等で回覧いただく予定としている（令和6年11月）。他にも、クリーンセンター見学者向けの展示を行ったり、環境局事業所が地域イベントに参加した際に啓発うちわを配布するなどの取り組みも行っているほか、環境局および消防局で連携し、それぞれのホームページでの啓発（環境局「発火事故防止」、消防局：「火災予防のための実験等動画」）を実施している。

今後とも、発火リスクを抑制するための排出行動の啓発などに、引き続き取り組んでいく。

(組合) 東クリーンセンターの基幹的設備改良工事による現状の課題や今後の予定などについて伺いたい。

また中継施設についても老朽化にともない、計画的に改修工事を行う予定となっているが、今後の計画なども含めた具体的な考えを伺いたい。

(市) 東クリーンセンター基幹的設備改良事業として、プラント基幹部分(川崎重工業)、クレーン設備(富士ホイスト)、照明設備(営繕)、空調設備(営繕)などの工事を計画しており、各工事の契約締結が終了した。なおすでに一部の工事は現地着工しており、令和9年度までの工事を計画している。

今年度はクレーン設備、照明設備、空調設備などの工事を実施している。

一番規模が大きいプラント基幹部分(川崎重工業)の工事については、今年度まで設計・資材調達に要するため、令和7年度から毎年1炉ずつ工事を行い、令和9年度まで工事を行う。本工事も西クリーンセンター基幹的設備改良工事と同様に、CO2排出量削減による環境負荷の低減も目指しており、工事前後で削減率約34%以上を目標としている。工事期間中は、諸々の調整をお願いさせていただくことになると思うが、ご協力いただきたい。

中継施設についても計画的な改修工事を行うべく、施設保全計画を定め、投入扉やクレーン設備の部分更新等を計画的に行う予定としている。今後も当該機器や建物などの劣化具合から優先順位を判断し、適宜改修を行ってまいりたいと考えている。

(組合) 厚生物資について、質の改善、支給数など見直しを求める声が多く出ているが、局としての考え方を伺いたい。

(市) 厚生物資について、日頃より様々なご意見やご要望をいただいております。課題意識を持って改善に取り組んでいる。今年度実施した厚生物資に関するアンケート調査で、より具体的に改善点を把握することができた。早期に改善できる品目は、対応していきたいと考えており、継続して検討が必要な品目は、引き続きご意見をいただきながら改善を行う。一方で、支給数や品目の削減も同時に行いながら、真に必要な厚生物資が支給されるよう努めていきたいと考えている。

(組合) 熱中症対策としてファン付き作業服を支給していただいたが、管理監督者についても市民対応・開封調査・ST協議・ST完了検査など長時間にわたり現場で作業を行っている状況下、今後は管理監督者も支給対象にする考えがあるのか局の考え方を伺いたい。

(市) 業務内容によっては、管理監督者が長時間現場で業務を行っていることがあると認識しており、ファン付き作業服の支給対象に加えることを検討しております。

(組合) 落合クリーンセンター・妙賀山クリーンセンターについても、今年度より計量・ピット前業務が委託されたが、トラブルなどはあったか。

(市) 東クリーンセンター、港島クリーンセンター、西クリーンセンターに加えて、今年度より、落合クリーンセンター・妙賀山クリーンセンターにおける計量及びピット前業務の委託化を行っている。昨年度同様、業務に著しく支障をきたす問題は発生していないと認識しているが、安全対策も考慮しながら、今後も必要に応じて所属の意見も伺いたいと考えている。

- (組合) 計量システムの改修工事を行っているが、不具合などトラブルは発生していないか。
- (市) 昨年度、東クリーンセンター、港島クリーンセンター、西クリーンセンターで計量システムの改修を行った。現時点では業務に著しく支障をきたす問題は発生していないと認識しているが、今後も必要に応じて所属の意見も伺いたいと考えている。
- (組合) 各要求項目に対する回答をいただき、支部の方からは現場の実態を踏まえた意見を述べさせていただいたが、最後に私から質問させていただく。
- 整備工については人員が不足し、一人当たりの業務負担が以前よりも増加している。更に、年齢層も上昇しており労働安全衛生上の不安があるが、対策などについての考え方を伺いたい。
- (市) 整備工について、以前に比べ一人当たりの業務負担が過重になっていることや年齢層の上昇について局としても認識している。現在、「労務職のあり方検討」の中で、今後の自動車管理事務所のあるべき体制を整理し、業務・人員の見直しとともに整備工の人材確保にも努めてまいりたいと考えている。
- (組合) ただ今の回答をもって、今回の団体交渉は了とさせていただくが、「行財政改革方針 2025」についても、勤務労働条件についてはこれまでと同様、十分に協議をしていただくようお願いする。
- なお、現業統一闘争に関する団体交渉は市従全体で取り組んでいるため、ご理解いただきたい。
- (市) 先程も申し上げたが、本市を取り巻く状況は厳しく、「行財政改革方針 2025」を着実に実行していく必要があり、時代の変化に応じて常に効率的な執行体制となるよう見直しつつ、中長期的な視点に立ち、官民の役割分担を見極め、一層の民間活力の導入も視野に入れながら限られた人材を最大限活用していく。
- ごみ収集運搬・処理業務については、市民の公衆衛生の根幹に関わるものであり、行政として非常に重要な業務であると認識している。今後も行政需要や市民ニーズに応じたさらなる公的サービスの充実に努める必要があり、公務労働者でなければできない業務へこれまで以上に取り組んでいただく必要がある。
- 今後の労働力不足により、働き手の確保が求められる。将来にわたって市民サービスを安定的・継続的に提供していくために、新規採用を引き続き行うなど、より幅広い人材確保と拡大に努めながら、若手職員への技術継承・育成を行っていききたいと考えている。
- いずれにしても、職員の勤務労働条件が大きく変わる事項も多いことから、現場の意見を十分に聞きながら施策を進める必要があり、引き続き十分に協議していききたいと考えている。

(市) それでは、17時52分をもって、団体交渉を終了する。